

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日
実績判定期間(注意事項参照)における下欄③の㉔欄の金額に占める㉕欄の金額の割合(㉖欄)が、5分の1(20%)以上であること			チェック欄 ○
<p>申請において「相対値基準・小規模法人」のPST基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。 ※適用しない基準のチェック表(第1表)は記載及び提出する必要はありません。</p>			
1		実績判定期間の総収入金額 10,000,000円	実績判定期間の月数 24月
		×12 = ㉗5,000,000円	
㉗が800万円未満である		はい	2へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
2		実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	はい
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
3 小規模法人の特例計算を適用する場合		補助金等を算入する場合は0円とし、算入しない場合は、補助金等の金額を記載	全て2事業年度の合計額を記載
総収入金額		㉘	10,000,000円
控除金額	国の補助金等の金額(㉙欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉙	0円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉚	800,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉛	0円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉜	0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄の「()」)	㉝	0円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)	㉞	0円
差引金額 (㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞)	㉟	9,200,000円	
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)		㊱	1,500,000円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊲欄)	㊲	500,000円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊳欄)	㊳	0円
差引金額 (㊱-㊲-㊳)		㊴	1,000,000円
会費収入(㊵欄と付表2(相対値基準用)㊶欄のうちいずれか少ない金額)		㊵	672,000円
国の補金等の金額(㊷欄の金額を限度とする)		㊷	500,000円
合計金 (㊴+㊵+㊷)		㊸	2,172,000円
基準となる割合 (㊸÷㉘)		㊹	23.61%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年7月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください(第2表以下についても同様です)。
- 一者当たり基準限度超過額の合計額(㊲)について確認するため、寄附金額に対する根拠資料の提示を求める場合があります。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉒」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 一般的に経常収支に含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、含まれません。 寄附金はその事業年度に受領したものに限り、ため、「未収寄附金」は含まれません。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と、全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉑」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、一部のみ算入することはできません。	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	補助金等の交付を受けているが、国の補助金等の金額を算入しない場合に、合計金額を記載します。 国等から直接交付された補助金等にに限られます。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	例えば、介護保険法第121条から第124条までの規定により、国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当します。
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	総収入金額のうち、販売を目的として保有していた以外のもの（固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの）の売却による収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」、「休眠預金等交付金関係助成金㉗」、「受入寄附金総額㉘」、「一者当たり基準限度超過額の合計㉙」、「休眠預金等交付金関係助成金㉚」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉛」欄	「差引金額㉜」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉜」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉝」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉜」欄の金額を限度として記載します。	